

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条
第1項に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和4
年度追加分）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
朝 倉 支 局	朝倉市山田